

厚生労働省告示第三百二十号
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項
第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生
労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正する。
平成二十七年七月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項
第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限 期間
医療施設運営費等補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 店舗用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	五〇年 四七年 四一年 三九年 三九年 三八年 三一年
中毒情報基盤整備事業費補助金				
医療関係者養成確保対策費等補助金				
医療関係者研修費等補助金				
臨床研修費等補助金				
地域診療情報連携推進費補助金				
独立行政法人国立病院機構施設整備費補助金				
国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金				
国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費補助金				
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費補助金				
独立行政法人国立がん研究センター施設整備費補助金				
独立行政法人国立循環器病研究センター施設整備費補助金				
独立行政法人国立精神				

国民健康保険災害臨時 特例補助金										国民健康保険団体連合 会等補助金										全国健康保険協会特定 健康診査・保健指導補 助金										健康保険組合特定健康 診査・保健指導補助金										国民健康保険組合特定 健康診査・保健指導補 助金										保健衛生施設等設備整 備費補助金										地域保健活動推進費補 助金										保健衛生施設等設備災 害復旧費補助金										保健衛生施設等施設整 備費補助金										保健衛生施設等災害復 旧費補助金										衛生組織振興強化費補 助金										水道施設整備費補助										中小企業最低賃金引上 げ支援対策費補助金										高年齢者就業機会確保 事業費等補助金										児童福祉事業対策費等 補助金										婦人保護事業費補助金										保育対策事業費補助金										民間社会福祉事業助成 費補助金										科学試験研究費補助金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
建物附 属設備										緊急仮設住宅										蓄電池電源設備 その他のもの										冷暖房設備（冷凍機の出力が二十 キロワット以下のものに限る。 ） その他のもの										エレベーター エスカレーター										主として金属製のもの その他のもの										簡易なもの その他のもの										主として金属製のもの その他のもの										発電用又は送配 電用のもの										構 築 物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
電気設備（照明 設備を含む。）										給排水又は衛生 設備及びガス設 備										冷房、暖房、通 風又はボイラー 設備										昇降機設備										消火、排煙又は 災害報知設備及 び格納式避難設 備										エヤーカーテン 又はドア自動 開閉設備										アーケード又は 日よけ設備										可動間仕切り										前掲のもの以外 のもの										発電用又は送配 電用のもの										構 築 物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
蓄電池電源設備 その他のもの										冷暖房設備（冷凍機の出力が二十 キロワット以下のものに限る。 ） その他のもの										エレベーター エスカレーター										主として金属製のもの その他のもの										簡易なもの その他のもの										主として金属製のもの その他のもの										発電用又は送配 電用のもの										構 築 物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岸壁、さん橋 、堤防、防波堤、煙突、その他汽 力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線 及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添加電話線										小水力発電用のもの（農山漁村電 気導入促進法（昭和二十七年法律 第三百五十八号）に基づき建設し たものに限る。） その他の水力発電用のもの（貯水 池、調整池及び水路に限る。）<									

母子保健衛生費補助金	在宅福祉事業費補助金	子ども・子育て支援対策推進事業費補助金	母子家庭等対策費補助金	子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金	社会福祉施設等災害復旧費補助金	日本赤十字社救護業務費等補助金	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	地方改善事業費補助金	遺族及留守家族等援護活動費補助金	地域生活支援事業費補助金	身体障害者体育等振興費補助金	児童保護費等補助金	身体障害者福祉費補助金	社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金	障害者総合支援事業費補助金	精神保健対策費補助金	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業費補助金	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費補助金
------------	------------	---------------------	-------------	----------------------	-----------------	-----------------	--------------------	------------	------------------	--------------	----------------	-----------	-------------	--------------------	---------------	------------	-------------------------------	----------------------------------

広告用のもの	競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	農林業用のもの	緑化施設及び庭園	舗装道路及び舗装路面	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	コンクリート造又はコンクリート
金属造のもの その他のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール その他のもの 児童用のもの すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの その他のもの 主として木造のもの その他のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの 主として金属造のもの 主として木造のもの 土管を主としたもの その他のもの	工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	橋 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 下水道、煙突及び焼却炉 その他のもの	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう
二五年 一〇年 二〇年	四五年 三〇年 一〇年 一五年	三〇年 三〇年 三〇年	一〇年 一五年 一〇年 一四年 一七年 一五年 一〇年 八年	二〇年 七年	一〇年 一五年 一〇年 三〇年	六〇年 五〇年 三〇年 六〇年 三〇年

地方改善施設整備費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金	年金生活者支援給付金支給準備国民健康保険中央会補助金	高齢者福祉推進事業費補助金	高齢者社会活動支援事業費補助金	介護保険事業費補助金	介護保険災害臨時特例補助金	介護施設等復旧支援事業費等補助金	政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金	医療研究開発推進事業費補助金	独立行政法人医薬基盤研究所設備整備費補助金	独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費補助金	水道水源開発施設整備費補助	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	水道施設災害復旧事業費補助	沖縄振興公共投資交付金	沖縄特別振興対策事業費補助金	生活衛生関係営業対策
--------------	-----------------	----------------------------	---------------	-----------------	------------	---------------	------------------	----------------------	----------------	-----------------------	-----------------------	---------------	----------------------	---------------	-------------	----------------	------------

トブロック造のもの（前掲のものを除く。）	れんが造のもの（前掲のものを除く。）	石造のもの（前掲のものを除く。）	土造のもの（前掲のものを除く。）	金属造のもの（前掲のものを除く。）	橋（はね上げ橋を除く。）はね上げ橋及び鋼矢板岸壁サイロ送配管 鋼鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの 有機酸用又は硫酸、硝酸その他の前掲のもの以外の無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう及び油そう 鋼鉄製のもの 鋼鉄製のもの 浮きドック 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール 露天式立体駐車設備 その他のもの	下水道、飼育場及びへい引湯管 その他のもの	防壁、堤防及び防波堤 煙突、煙道及び焼却炉 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、上水道及び用水池 下水道 その他のもの	防壁、堤防及び防波堤 下水道 その他のもの	橋（はね上げ橋を除く。）はね上げ橋及び鋼矢板岸壁サイロ送配管 鋼鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの 有機酸用又は硫酸、硝酸その他の前掲のもの以外の無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう及び油そう 鋼鉄製のもの 鋼鉄製のもの 浮きドック 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール 露天式立体駐車設備 その他のもの	一五年 一〇年 四〇年	五〇年 二五年 七年 四〇年	五〇年 三五年 五〇年	四〇年 一五年 四〇年	四五年 二五年 二二年 三〇年 一五年 一〇年 二〇年	八年 一〇年 一五年 二五年 一五年 二〇年 一〇年 一五年 一〇年 一五年 四五年	一〇年 一〇年	一五年
----------------------	--------------------	------------------	------------------	-------------------	--	--------------------------	---	--	-----------------------------	--	-------------------	-------------------------	-------------------	-------------------	---	--	------------	-----

事業費補助金	総合特区推進費補助金	労働災害防止対策費補助金	産業医学助成費補助金	産業保健活動総合支援事業費補助金	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費補助金	身体障害者等福祉対策事業費補助金	労災疾病臨床研究事業費補助金	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金	中小企業退職金共済事業費等補助金	独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費補助金	中小企業雇用安定事業費等補助金	雇用開発支援事業費等補助金	産業雇用安定センター補助金	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金	職業能力開発校設備整備費等補助金	技能向上対策費補助金	児童育成事業費補助金	子育て支援対策費補助金
--------	------------	--------------	------------	------------------	---------------------------	------------------	----------------	-------------------------	------------------	---------------------------	-----------------	---------------	---------------	-------------------------------	------------------	------------	------------	-------------

掲のものを除く。 （一）		船舶										前掲のもの以外 のもの		船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の
水そう及び引湯管 飼育場 その他のもの	取水設備 導水設備 浄水設備 配水設備 橋りょう 鉄筋コンクリート造のもの 鉄骨造のもの 木造のもの 配水管 鋳鉄製のもの その他のもの 配水管附属設備 えん堤 鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの れんが造又は石造のもの 土造のもの 貯水池 高架水そう 鉄筋コンクリート造のもの 金属造のもの 木造のもの さく井 電信電話線 その他のもの 鉄筋コンクリート造のもの コンクリート造又はれんが造のもの 石造のもの 金属造のもの 木造のもの	主として木造のもの その他のもの														
一〇年 一七年 一五年	四〇年 五〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 一八年 四八年 六〇年 二五年 四〇年 三〇年 八〇年 五〇年 四〇年 三〇年 四〇年 二〇年 一〇年 一〇年 三〇年 六〇年 四〇年 五〇年 四〇年 一五年	一五年											一四年	一〇年		

感染症予防事業費等負担金	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	項に掲げるものを除く。）	九年
原爆被爆者介護手当等負担金	その他のもの 鋼船 木船 その他のもの		一二年 五年八年
全国健康保険協会事務費負担金			七年
国民健康保険組合事務費負担金			
国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	航空機 ヘリコプター		五年
児童保護費負担金	車両及び運搬具 特殊自動車（自走式作業機械設備を除く。）	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モータースイーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの	五年 四年
婦人相談所運営費負担金			
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金			
災害救助費等負担金			三年 四年
身体障害者保護費負担金			
障害児入所給付費等負担金	運送事業用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの 大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。） その他のもの 乗合自動車 自転車及びリヤカー 被けん引車その他のもの	三年 三年 五年 四年 二年 四年
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金	前掲のもの以外 のもの	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの 報道通信用のもの その他のもの	四年 四年 五年 五年 六年
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関設備整備費負担金			
国民健康保険財政調整交付金			
国民健康保険老人保健医療費拠出金財政調整交付金			
職業転換訓練費交付金			

離職者等職業訓練費交付金	港湾労働者派遣事業等交付金	病床転換助成事業交付金	後期高齢者医療財政調整交付金	地域介護・福祉空間整備推進交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	育児休業労働者等支援交付金	介護労働者雇用改善援助事業等交付金	短時間労働者雇用管理改善等事業交付金	地域支援事業交付金	次世代育成支援対策施設整備交付金	子育て支援交付金	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	社会事業学校等経営委託費	身体障害者福祉促進事業委託費	衛生関係指導者養成等委託費（医療衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く。）	遺族及留守家族等援護事務委託費（昭和館運営委託に係るものに限					
工具		器具及び備品		測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）		治具及び取付工具	型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具	切削工具	金属製柱及びカッペ	前掲のもの以外のもの	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）		家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）		家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）						
二輪又は三輪自動車 自転車	鉾山用人車、炭車、鉾車及び台車	金属製のもの	その他のもの	フォークリフト トロッキ	金属製のもの	その他のもの	自走能力を有するもの	その他のもの	白金ノズル その他のもの	事務機、事務椅子及びキャビネット 主として金属製のもの	その他のもの	応接セット 接客業用のもの	その他のもの	ベットの 児童用機及びびいす	陳列だな及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの	その他のもの	その他の家具 接客業用のもの	その他のもの	主として金属製のもの	ラジオ、テレビジョン、テーブル コーダーその他の音響機器	冷房用又は暖房用機器
三年	二年	七年	四年	四年	五年	三年	二年	三年	二年	一三年	三年	一五年	八年	五年	八年	六年	八年	五年	一五年	五年	六年

国連・障害者の十年記念施設運営委託費

医療提供体制施設整備
交付金

介護従事者処遇改善臨時特例交付金

福島再生加速化交付金

年金生活者支援給付金
支給準備市町村事務取
扱交付金

生活基盤施設耐震化等
交付金

保育所等整備交付金

- 10 -

容器及び金庫	埋容又は美容機器	医療機器	娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	生物
ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナーその他の容器 大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの		消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	たまつき用具 パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 ご、しょうぎ、まあじやんその他の遊戯具 スポーツ具 どんちよう及び幕 衣しょう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	植物 貸付業用のもの
六年 一〇年 八年 七年 三年 二年 五年 二〇年	五年	四年 五年 六年 六年 七年 六年 八年	八年 二年 五年 三年 五年 二年 一〇年 五年	二年

機械及び装置									
化学工業用設備	印刷業又は印刷 関連業用設備	パルプ、紙又は 紙加工品製造業 用設備	家具又は装備品 製造業用設備	木材・木製品（ 家具を除く。） 製造業用設備	繊維工業用設備	飲料・たばこ・ 飼料製造業用設 備	食料品製造業用 設備	前掲のもの以外 のもの	
臭素、よう素又は塩素、臭素若し くはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備 その他の設備				炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備			映画フィルム（スライドを含む。 ）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木 漁具 葬儀用具 楽器 自動販売機（手動のものを含む。 ） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	動物 魚類 鳥類 その他のもの その他のもの
五年 四年 五年	一〇年 一〇年 三年 四年 七年	一二年	一一年	八年	七年 七年 三年	一〇年	一〇年	一〇年 五年 五年 五年 五年 三年 三年 二年 二年	一五年 二年 四年 八年

石油製品又は石炭製品製造業用設備	プラスチック製品製造業用設備 (他の号に掲げるものを除く。)	ゴム製品製造業用設備	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	窯業又は土石製品製造業用設備	鉄鋼業用設備	非鉄金属製造業用設備	金属製品製造業用設備	はん用機械器具 (はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。以下同じ)製造業用設備(電子部
ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルタ ー、偏光板又は偏光板用フィルム 製造設備 その他の設備					表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業 又は鉄スクラップ加工処理業用設 備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェ ロアロイ、鉄素形材又は鉄鉄管製 造業用設備 その他の設備	核燃料物質加工設備 その他の設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及 び金属製ネームプレート製造業用 設備 その他の設備	
五年 五年 八年	七年	八年	九年	九年	五年 四年 九年	一 一年 七年	一 〇 六年	

品、デバイス又は電子回路製造業用設備及び情報通信機械器具製造業用設備を除く。）	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（業務用機械器具（業務用又はサ―ビスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（はん用機械器具製造業用設備、電気機械器具製造業用設備及び輸送用機械器具製造業用設備を除く。）	金属加工機械製造設備 その他の設備	一二年
業務用機械器具（業務用又はサ―ビスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（はん用機械器具製造業用設備、電気機械器具製造業用設備及び輸送用機械器具製造業用設備を除く。）	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラントパネルディスプレイ、半	一二年
			七年
			六年 六年

導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	電気機械器具製造業用設備	情報通信機械器具製造業用設備	輸送用機械器具製造業用設備	その他の製造業用設備	農業用設備	林業用設備	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）	水産養殖業用設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	総合工事業用設備	電気業用設備	ガス業用設備
製造用設備 供給用設備 鋳鉄製導管 鋳鉄製導管以外の導管 需要者用計量器	電気事業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道業用変電設備 その他の設備 主として金属製のものの その他のもの	石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	五年	五年	五年	七年	九年	九年	八年	七年	五年	八年
一〇年	一五年	一八年	二二年	一五年	一五年	二〇年	二二年	三年	六年	六年	六年	一三年

洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	飲食店業用設備	宿泊業用設備	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	その他の小売業用設備	飲食料品小売業用設備	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	飲食料品卸売業用設備	運輸に附帯するサービス業用設備	倉庫業用設備	道路貨物運送業用設備	鉄道業用設備	映像、音声又は文字情報制作業用設備	放送業用設備	通信業用設備	熱供給業用設備	その他の設備 主として金属製のものの その他のもの
一三年	八年	一〇年	計量証明業用設備 その他の設備 一四年 八年	ガソリン又は液化石油ガススタン ド設備 その他の設備 主として金属製のものの 一七年 八年	九年	石油又は液化石油ガス卸売用設備 （貯そうを除く。） その他の設備 一三年 八年	一〇年	一〇年	一二年	一二年	自動改札装置 その他の設備 一二年 五年	八年	六年	九年	一七年	一五年 一七年 八年

[illegible]